

介護サービス利用者PCR検査費用補助事業の流れ

① 利用者※1にPCR検査受検希望の有無を確認※2

- > PCR検査を希望しない → サービス利用開始(補助の対象外)
- > PCR検査を希望 → 「利用者同意書兼法人確認書」に記入・押印してもらう

※1 利用者

燕市内の事業所・施設で、介護サービス等※3を新たに利用又は県外者等との接触により利用を控えていたなどでサービスを再開する65歳以上、かつ、唾液PCR検査を希望する人。
市外の被保険者も対象。

※2 希望の有無の確認について

サービス提供事業所が利用者本人に確認。
なお、複数法人のサービスを利用する場合は、各法人間で申請者を調整。

※3 介護サービス等

介護保険法に基づく居宅介護(予防)サービス、地域密着型介護(予防)サービス、施設サービス、第1号訪問及び通所事業。特定福祉用具販売及び住宅改修は除く。

② 市役所長寿福祉課に「交付申請同意書」※4 及び「利用者同意書兼法人確認書」を提出

- > 陽性の場合、帰国者・接触者相談センターへ報告する旨などを同意


※4 交付申請同意書

初回のみ提出。2回目以降の申請時は提出不要。

③ 事業所から検査機関・医療機関へ直接電話で検査依頼

- > 唾液PCR検査キット・検査依頼書等を郵送または直接受渡、もしくは医療機関(※注)で検体採取
- > 市の補助を受けるために必要な「事業所(運営法人)宛の領収書」を依頼
- > 検査費用のうちの2,000円は補助対象外(自己負担)となります。
補助金の趣旨に鑑み、原則、介護サービス等事業所がご負担ください。

※注…市による医療機関の指定はありません。また、無症状の方のPCR検査を行っている医療機関については市は公表できないため、検査可能かどうかは医療機関に直接お問い合わせください。



④ 検査機関等へ検体を持ち込み、又は医療機関で検査

> 利用者から検体を採取又は預かり検査機関へ、もしくは医療機関で採取




⑤ 検査成績を市役所と「帰国者・接触者相談センター」へ報告

<陰性だった場合>

- > サービス利用の開始・再開
- > 「帰国者・接触者相談センター」への連絡は不要

<陽性だった場合>

- > サービス利用・再開の禁止。
- > 本人から、居住地を所管する「帰国者・接触者相談センター」へ必ず連絡してもらう



※市への提出は⑤と⑥同時でも構いません

⑥ 市役所長寿福祉課へ補助金交付申請

- > 補助金交付申請書兼実績報告書に以下の書類を添えて市役所へ提出
 - ・事業所(運営法人)宛の領収書の写し
 - ・燕市の納税証明書
 - ・振込先通帳の写し
- ※消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、消費税仕入控除税額報告書を市に提出

<問い合わせ>

燕市健康福祉部 長寿福祉課 介護保険係

電話:0256-77-8177(係直通) FAX:0256-77-8138